

13 歳以上 16 歳未満の者との性交に執行猶予を付した判決

【文 献 種 別】 判決／京都地方裁判所
【裁判年月日】 令和 7 年 4 月 15 日
【事 件 番 号】 令和 6 年（わ）第 792 号
【事 件 名】 不同意性交等被告事件
【裁 判 結 果】 有罪
【参 照 法 令】 刑法 177 条 3 項
【掲 載 誌】 判例集未登載
◆ LEX/DB 文献番号 25622510

立命館大学特任教授 松宮孝明

事実の概要

1 本判決は、被告人（当時 20 歳）が、被害者（当時 13 歳）が 16 歳未満の者であり、かつ、自らが前記被害者の生まれた日より 5 年以上前の日に生まれた者であり、自らがその 5 年以上前の日に生まれた者であることを知りながら同人と性交した事案について、不同意性交等の罪で懲役 5 年の求刑に対し、懲役 3 年執行猶予 5 年を言い渡したものである。

本件では、被害者が被告人の SNS をフォローしたことで交際が始まり、被告人は被害者が中学 2 年生であることを知りながら一緒にホテルに泊まることを提案し、被害者はこれを了承した。その際、被告人は、避妊具を使用することなく、被害者と性交した。本件が発覚したのは、被告人の所持金が不足しホテル料金が支払えなかったなどの事情による。なお、被告人は、被害者の名字は知らず、名前自体も思い出せていない。

2 弁護人は、1985 年の福岡県青少年保護育成条例における「淫行」の限定解釈を示した最高裁大法廷判決¹⁾を参照して、刑法 177 条 3 項の罪の成立には、同項に明文で規定されている要件に加えて、〔1〕16 歳未満の者の心身の未成熟に乗じた不当な手段により行うものであること、又は〔2〕16 歳未満の者を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認め

られないようなものであることが要件となると主張した。

判決の要旨

本判決は、被告人の上記行為について不同意性交等罪（刑法 177 条 3 項）の成立を認めつつ、弁護人の主張について、次のように述べた。

「上記の被告人と被害者の関係性、本件犯行までの交流状況、犯行態様、犯行後の被告人の対応等に照らせば、弁護人が指摘する、被告人と被害者が SNS 上で連絡を取り合っていたといった事情を考慮しても、本件犯行は、被害者を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められないようなものといえる。そのため、刑法 177 条 3 項の罪の成立の要件を限定すべきとする弁護人の主張によっても同罪が成立することになり、同主張の当否に立ち入るまでもない。」

あわせて、本判決は、量刑の理由では、次のように述べて、酌量減軽により懲役 3 年に 5 年の執行猶予を付けた。

「本件は、当時 20 歳の被告人が、当時 13 歳の被害者に対し、その年齢を十分に認識しながら、避妊措置を講じることなく性交をしたもので、悪質である。他方で、被告人と被害者の年齢差が著しく離れたものではないこと、犯行に際して殊更不当な手段を用いたといった事情もないことを指

摘できる。」

「その上で、被告人が事実を認め、反省していること、被告人のために母が公判に出廷したこと、被告人に交通関係の罰金以外の前科がないことなどを併せ考慮し、酌量減軽をした上で、刑の執行を猶予し、被告人に社会内で更生する機会を与えることとした。」

判例の解説

一 本判決の意味

本判決は、2023（令和5）年改正で16歳に引き上げられた性交同意年齢による刑法177条3項の性交等罪につき、5歳差以上の年齢差のある被告人がその情を知って13歳の被害者と性交した行為に対して、「本件犯行は、被害者を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められないようなもの」であることを理由に同罪の成立を認めつつ、昭和60年大法廷判決を参照した弁護人の主張する限定解釈の余地を否定せず、さらに法定刑の下限が5年である同罪につき、被告人に酌量減軽を施して刑を3年にまで下げ、5年間の猶予を付している。つまり、①刑法177条3項の限定解釈の余地を残し、しかも、②「被害者を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められないようなもの」であっても酌量減軽により執行猶予を認めた点に、本判決の意味があるのである。

二 刑法177条の刑の下限と量刑傾向

1 先に、2023年改正後の刑法177条の刑の下限と量刑傾向について触れておこう。2017（平成29）年の改正により刑の下限が3年から5年に引き上げられ、初犯でも酌量減軽がなされない限り執行猶予は不可能となった。しかし、量刑傾向はそう高くはならず、2023年改正後でも有罪人員の約49パーセントが3年以下の宣告刑となっており、そのうちの80パーセント以上が執行猶予となっている。宣告刑4年以下も含めると、実に60パーセント以上が法定刑の下限を下回っており、それだけ酌量減軽が多用されているといえる。

この中には、従来型の暴行・脅迫を手段とする強姦も含まれているので、被害者が13歳以上16歳未満で凶器等なし、被告人の年齢21歳から25歳で被害者より5年以上前の日に生まれた者による不同意性交既遂のみの事件に絞ると、全57人のうち4年以下の懲役が44人で約77パーセント、執行猶予は32人で約56パーセントであり、統計上は、執行猶予が付いても検察官上訴なくすべて確定している。また、長崎地判令6・5・22LLI/DBL07950412は、「性交等」のほかに「一緒に死のうね」などと述べて15歳の被害者を「誘拐した」とされた被告人にも、懲役3年執行猶予5年を言い渡している。

2 この酌量減軽率の高さは、強盗の罪の量刑傾向にも当てはまるのだが、このことは、刑法236条の強盗罪に合わせた177条の刑の下限の引上げが、実務の感覚を反映していない不適切なものであることを物語っている。これは、177条1項および2項に示された不当な手段を用いていない3項事案の量刑傾向には、一層当てはまるであろう。

本判決が「本件犯行は、被害者を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められないようなもの」と評し、「その年齢を十分に認識しながら、避妊措置を講じることなく性交をしたもので、悪質である。」と述べながらも執行猶予を付したことも、純粋な3項事案に「5年以上」の刑はふさわしくないことの現れと考えられる。

三 昭和60年大法廷判決の現代的意味

1 周知のように、昭和60年大法廷判決は、福岡県青少年保護育成条例10条1項にいう「淫行」とは、「広く青少年²⁾に対する性行為一般をいうものと解すべきではなく、青少年を誘惑し、威迫し、欺罔し又は困惑させる等その心身の未成熟に乗じた不当な手段により行う性交又は性交類似行為のほか、青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められないような性交又は性交類似行為をいうものと解するのが相当である。」と述べている。

その理由は、「淫行」を性行為一般と解すると、

「例えば婚約中の青少年又はこれに準ずる真摯な交際関係にある青少年との間で行われる性行為等、社会通念上およそ処罰の対象として考え難いものをも含むこととなって、その解釈は広きに失することが明らかであり」、また、「淫行」を「単に反倫理的あるいは不純な性行為と解するのは、犯罪の構成要件として不明確であるとの批判を免れない」ことに求められている。

2 この関係は、ここにいう「淫行」が「わいせつ」や「性交等」に置き換わったとしても、また、昭和60年大法廷判決から40年を経た現在でも変わらないであろう。たしかに、女性の婚姻可能年齢は当時の16歳から18歳に引き上げられた。しかし、今日でも、13歳以上の者とその5歳以上年長の者との間に「例えば婚約中の青少年又はこれに準ずる真摯な交際関係にある青少年との間で行われる性行為等、社会通念上およそ処罰の対象として考え難いもの」があり得ないわけではない。それは、青少年保護育成条例が広く18歳未満の「青少年」を相手方とする「淫行」を処罰対象としていることによっても否定されないであろう。16歳未満であっても「婚約中の青少年又はこれに準ずる真摯な交際関係にある青少年との間で行われる性行為等」はあり得るからである。

四 限定解釈の必要性

1 2023年改正後の刑法177条3項は、このような真剣交際の場合を除外する明文規定を持っていない。法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会では、当初、「当該13歳以上16歳未満の者の対処能力が不十分であることに乗じて」という要件が提案されていたが、「行為者と相手方の間に年齢差が5歳以上ある場合には、そのこと自体で、性的行為についての自由な意思決定の前提となる対等な関係ではないと考えるのが適当³⁾」などという理由で撤回されてしまう。しかし、その代わりとされた緊急避難などの阻却事由の適用は極めて厳しいものであり、限定解釈の必要性を回避できるものではない⁴⁾。

2 この点につき、弁護士より筆者が入手した静岡地判令6・10・30（公刊物未登載）は、昭和

60年大法廷判決の「淫行」を参照した限定解釈を求める弁護人の主張に対し、「刑法177条3項は、16歳未満の者については、性的行為について有効に自由な意思決定をする前提となる能力が十分備わっているとはいえないことから、その意思決定に影響を及ぼすような状況がなかったとしても、このような者と性的行為をすること自体によって不同意性交等罪の保護法益である性的自己決定権が侵害されるとして、このような者との性的行為を処罰することを前提に、13歳以上16歳未満の者に対する性交等については、相手方との間に対等な関係がおよそあり得ず、性的行為について有効に自由な意思決定をする前提となる能力に欠ける場合に限って処罰する観点から、13歳以上16歳未満の被害者の判断能力や被告人の影響力等の個別の状況とは無関係に、5歳差の年齢差要件を設けたものである。」と述べて、「同条項にいう『性交等』を、弁護人や被告人が主張するように限定して解釈することは同条項の趣旨に反するもの」とし、「弁護人や被告人が引用する『淫行』の意義のように、社会通念上非難を受けべき性質のものに更に限定して解釈する必要性は認められない。」と結論づける。

しかし、13歳以上16歳未満の者に対する性交等については、相手方との間に対等な関係がおよそあり得ないとする実証データは法制審議会でも明らかにされておらず、むしろ、上記静岡地判令6・10・30の事案は、被告人の母親の公判廷供述によれば、1年3カ月もの交際を経た上結婚の話も出ていたほどの真剣交際であったという。したがって、昭和60年大法廷判決を参照した限定解釈の必要は、ここでも否定されないであろう。

3 よって、本判決を契機に、裁判所が正面から昭和60年大法廷判決を参照した限定解釈を採用することを期待する。その際、「青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められないような性交又は性交類似行為」は、文字通り、そうとしか認められないようなものに限るべきであろう。なぜなら、当初は「真剣交際」とまではいかないナンパな関係であったとしても、その後に「真剣交際」に発展するケースはあり得るからである。

五 実体法拡大の問題性

以上の検討を踏まえて 2017 年と 2023 年の性刑法改正をみるなら、それは失敗であったというべきである。なぜなら、2017 年改正は刑法 217 条の刑の下限を引き上げることで、重大事犯ではなく、比較的軽微な事件と軽微な共犯を厳罰化することとなり、実務による酌量減輕の常態化をもたらしたからである。加えて、親告罪規定を廃止することで、事件の立件を全面的に捜査・訴追機関に委ねてしまった。これは、訴追を求める被害者の意向に関わらず、事件を不起訴とすることも可能だということを意味する。

これに加えて、2023 年改正は、わいせつを含む性行為同意年齢を 16 歳に引き上げることで、13 歳以上に認められていた性的自己決定権を 5 歳差未満の相手に制限することとなった⁵⁾。その結果、被害者が望まない性交の処罰も可能となってしまうのである。

性被害の問題は、そうではなくて、被害者の意向を尊重した重大事犯の訴追の義務化という手続法改正にある。性刑法改正の嚆矢となった「女性ジャーナリストレイプ事件」は、それを示すものである⁶⁾。刑の下限引上げを含む実体法の拡大は、捜査・訴追機関の裁量を広げるだけであって真の問題解決にはつながらないのである。

●——注

- 1) 最大判昭 60・10・23 刑集 39 卷 6 号 413 頁。以下、「昭和 60 年大法廷判決」と記す。
- 2) 本条例 3 条 1 項では「小学校就学の始期から満 18 歳に達するまでの者」と定義されている。
- 3) 法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会第 13 回議事録 16 頁における浅沼雄介幹事（法務省刑事局参事官）の発言。
- 4) この点につき、松宮孝明「刑法 177 条 3 項の解釈および適用について」刑弁 123 号（2025 年）109 頁参照。
- 5) この点につき、松宮孝明「16 歳以上 13 歳未満の『性的自己決定権』」法時 97 卷 2 号（2025 年）1 頁を参照されたい。
- 6) 本件では、2016 年 7 月 22 日に東京地検は「嫌疑不十分」を理由として被疑者を不起訴処分とし、当該事件についての通常の刑事手続を終結した。これに対して民事訴訟では、最決令 4・7・7LEX/DB25621563 が被疑者に 330 万円余の賠償を命じた原原判決および被疑者からの控訴を棄却した原判決に対する上告受理を認めず、被疑者の賠償責任が確定した。